

塩谷町告示第 25 号

塩谷町福祉タクシー事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 6 年 2 月 22 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町福祉タクシー事業実施要綱の一部を改正する要綱

令和6年2月22日

要綱第3号

塩谷町福祉タクシー事業実施要綱(平成7年塩谷町要綱第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用券の交付)</p> <p>第6条 町長は、利用券を第3条第1号、第2号及び第3号に規定する利用者1人に対し、1ヵ月<u>6</u>枚の割合で年間<u>72</u>枚を限度として交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用方法)</p> <p>第7条 利用者は、福祉タクシーを利用する場合には手帳又は利用者証を提示し、乗車1回につき利用券<u>6</u>枚を限度として運転手に渡すものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別記様式第1号(第4条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>(利用券の交付)</p> <p>第6条 町長は、利用券を第3条第1号、第2号及び第3号に規定する利用者1人に対し、1ヵ月<u>8</u>枚の割合で年間<u>96</u>枚を限度として交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用方法)</p> <p>第7条 利用者は、福祉タクシーを利用する場合には手帳又は利用者証を提示し、乗車1回につき利用券<u>8</u>枚を限度として運転手に渡すものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別記様式第1号(第4条関係)</p> <p>(略)</p>

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

